

令和7年度 事業報告

社会福祉法人アンドーラ

法人本部

1、運営方針

障害者総合支援法の理念に基づき、利用者の自己選択・自己決定・自己実現を目指すことをアンドーラの基本理念として掲げ、利用者主体、質の高い多様な支援の提供、地域生活支援の充実を重点に置き、各福祉サービスを提供して参りました。

令和7年度においては、法人の組織強化を図るため法人が安定した福祉サービスを提供し続けるために、組織の仕組みや体制整備を行うとともに、人材育成や働きやすい環境整備に努めて参りました。

特に、利用者に信頼される質の高いサービスを提供するための資質向上に向けて、施設内・外の研修に参加し、専門研修や法定・資格関連研修、他施設の視察、外部講師を招いての研修等にも積極的に参加するなど人材育成の強化を図りました。また、法定義務化されている虐待防止や権利擁護研修、自然災害・感染症対策に向けた業務継続計画（BCP）研修や訓練等を実施し、利用者の権利擁護及び災害発生時等においても利用者の安全確保及び必要なサービスを継続的に提供できる体制づくりに向けて取り組みました。

利用者支援としては、就労継続支援B型の事業所の平均工賃がかのん本館では前年14,170円が19,969円となり141%アップ、かのん北島では前年度7,143円が8,455円となり118%アップしましたが、令和6年度全国平均工賃月額24,141円に対してまだ開きがあるため、今後も工賃アップのための生産活動や受注開拓などが重要なテーマになっています。

かのん生活介護では、利用率が前年度平均107.7%から108.5%にアップしましたが法人全体としては利用率が伸び悩み前年同様単年度赤字となりました。

地域貢献・地域交流にも注力し、堀江南小学校の3、4年生による体験学習の受け入れや板東地区のよりあいふれあい福祉研修会、ドイツ兵慰霊碑の清掃活動、大麻地区社協主催の交流ウォーク等にも積極的に参加するなど地域交流・地域貢献活動に努めました。

2、重点目標

①施設の健全な財政運営及び管理

令和7年度、人件費などの増加から財政的には厳しい状況となりました。引き続き、経営コンサルタントや社会保険労務士など専門家の意見を取り入れるとともに、経理事務の一部を税理士事務所に委託するなど健全な運営と効率化を図れるよう取り組みを進めます。

②法人、施設の財産管理

かのん本館建物については、建築後23年が経過し外壁や屋根などの修繕が必要となっていました。令和7年度において、施設の大規模修繕のため日本財団に助成金申請し承認をいただくことになりました。令和8年度において、外壁、屋根などの塗装とともに館内の改装と電気設備の取替を含め工事を実施することになりました。

③中長期の見通しを持つ

法人発足後20余年が経過した中、更なる利用者のサービスの質の向上を図るため法人内にサービス評価委員会を設置し、現在法人が提供する各サービス等について、評価・点検して課題や改善点等について共有化を行いました。この評価結果を元に今後の法人将来像や方針、実現するための中・長期計画の立案に活かします。

④職員の支援力向上

各部門において、研修計画等に基づき利用者一人ひとりに合った支援を行うため必要な情報の収集や技術の習得に努め、実践に活かした利用者の支援力向上に努めました。

重点目標としては支援力の向上や中長期の目指すべき姿は見え始めていますが、単年度赤字の解消には至りませんでした。

3、年間計画

理事会、定時評議員会の開催

- 5月 理事会（事業報告、決算報告など）
- 6月 定時評議員会、評議員選任解任委員会、理事会（新理事長、新施設長任命）
- 12月 理事会（補正予算等）…書面開催
- 3月 理事会（事業計画、当初予算等）

4、苦情解決体制

提供したサービスに関する利用者・保護者からの要望、苦情に対して迅速かつ誠実に対応するために、相談・苦情に対する窓口を設置しています。今年度においては、かのん本館において2件の要望・相談がありました。事案に対しては内容、利用者の意向等の確認した上で適切に対応いたしました。今後も施設が提供する福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや利用者個人の権利を擁護し、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるように支援して参ります。

5、各委員会開催状況

社会情勢が変化する中、多様化する利用者のニーズを的確に把握し、適正なサービスを提供するために令和7年度は14委員会を設置し、各関係法令等に規定されている内容について審議しました。

令和7年度 事業報告

グッドジョブセンター(GJC)かのん 就労継続支援B型

1、運営方針

グッドジョブセンター(GJC)かのん就労継続支援B型では、就労継続支援B型事業(定員26名)と地域生活支援事業(日中一時支援事業)を展開した。

就労継続支援B型では、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、一人ひとりの適性や希望・能力に応じた施設内委託作業や施設外就労など、就労の機会や生産活動、能力向上のための訓練を行う場を提供し、生産活動等を通して利用者の作業スキルや生活スキルの向上を図り、利用者の社会参加や自己実現に向けた支援を目指した。

1日平均利用者数25.5人 平均利用率98.2% 工賃月額19,969円

2、重点目標

(1) 利用者支援

利用者の人権を尊重し、個々の障害特性の理解に努め、個々の能力に応じた支援を努めた。利用者個々のニーズやストレングスに応じた個別支援計画を作成し、達成目標に向けた支援を行うとともに、職員間で情報共有を行い統一した支援を提供した。また、定期的にモニタリングや振り返りを行い、目標と支援にズレが無いかを把握し、必要に応じて支援計画を改訂した。作業については、個々の障害特性とのマッチング、能力に応じて提供し、働く喜びや生きがいへと繋げた。

(2) サービス向上

提供したサービスに関する利用者・保護者からの要望、苦情に対して迅速かつ誠実に対応するために、相談・苦情に対する窓口を設置した。また、第三者委員を設置することにより、客観性を確保し、より透明性のある施設運営を目指した。

- ①苦情処理意見箱による投書・・・・・・・・・・0件
- ②保護者・利用者からの申し出による苦情及び意見・・・・2件

(3) 職員の資質の向上

利用者一人ひとりに合った実践的な支援を行うために、必要な情報の収集、職場内・外の研修に積極的に参加し、専門知識・技術を習得し職員のキャリアアップ向上に努めた。新規採用職員を対象に、法人組織の一員としての基本的知識や人権擁護、防災、感染症等に関する知識の習得を図った。

利用者の健康と安全を守るための支援を図るため、全職員を対象に法定義務化されている感染症防止や業務継続計画（BCP・自然災害・感染症）の研修・訓練を行い、必要な知識や対応方法等について習得し、職員の対応力の向上を図った。また、利用者の人権擁護及び虐待防止・身体拘束防止に向けて、全職員対象に人権擁護・虐待防止に関する研修を実施し、虐待防止意識や知識の習得に向けて取り組んだ。

（４）保護者との連携

保護者と施設の協力体制を築くため、定期的に保護者会役員会及び保護者会を開催し、保護者と施設と連携を図るとともに、平時から連絡帳や個別支援計画作成時、モニタリング時、施設行事の機会等を通じて、情報共有及び意思疎通を図り、より充実した利用者支援に努めた。

（５）地域交流・地域貢献

地域行事への参加による社会参加の機会の促進を図るとともに、適宜事業所の情報発信を行い、開かれた事業所作りに努めた。

（６）安全管理

利用者の生命・身体の安全を守るため、事故防止、感染症、災害対策などに向けて、日常からリスクマネジメントを意識し、「事故防止及び事故発生時対応マニュアル」や「感染対策マニュアル」「防災マニュアル」などに基づき、職員間で統一した対応を行うことで利用者の事故防止・安全を確保した。また、事故発生時等には「ヒヤリハット報告書」や「インシデント・アクシデント報告書」、「事故報告書」等を作成し、事故の未然防止・再発防止に努めた。感染症予防については、原則利用者・職員ともマスク着用するとともに、手洗い・手指の消毒についても、事業所のルールとして「感染対策マニュアル」に基づき施設内の衛生管理を整え、感染予防と発生防止を徹底に努めた。

（７）地域生活支援事業

〈日中一時支援事業〉関係市町村から委託を受けて、利用者の日中活動の場を確保し、支える家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、日中に一時的な見守り支援を行った。延べ３５４人が利用した。

令和7年度 事業報告

グッドジョブセンター（GJC）かのん 生活介護事業

1、運営方針

グッドジョブセンター（GJC）かのん生活介護では、生活介護事業（定員24名）と地域生活支援事業（日中一時支援事業）を展開した。

利用者が自立した日常生活、社会生活が送ることができるよう、必要な介護、創作活動、生産活動の機会を提供し、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めた。また、地域との結びつきを意識し、施設内外で様々な行事の体験や地域の資源など活用して地域や関係機関との連携を図った。

1日平均利用者数26人 平均利用率108.5%

2、重点目標

（1）利用者支援

利用者個々のニーズやストレングスに応じた目標を設定した個別支援計画を作成するとともに、定期的にモニタリングや振り返りを行い、達成目標に向けた支援を行った。また、創作活動や生産活動については、個々の障害特性とのマッチング、能力に応じた活動の機会を提供し、働く喜びや生きがいへと繋げた。

（2）サービス向上

提供したサービスに関する利用者・保護者からの要望、苦情に対して迅速かつ誠実に対応するために、苦情解決要綱に基づき、苦情解決責任者を施設長とし、相談・苦情に対する窓口を設置した。また第三者委員を設置することにより、客観性を確保し、より透明性のある施設運営を目指した。令和7年度に受け付けた苦情は以下の通りである。

①苦情処理意見箱による投書・・・・・・・・・・・・・0件

②保護者・利用者からの申し出による苦情及び意見・・・・・・0件

（3）職員の資質の向上

利用者それぞれの障がい特性を理解し、利用者一人ひとりに合った支援を行うために必要な情報の収集や技術の習得に努め、実践に活かせるよう、施設内外の各種研修会へ積極的に参加した。

常に法人倫理綱領や職員行動規範を意識し、利用者のプライバシーの保護と虐待防止・権利擁護の認識を深め、人権を尊重した適切なサービスが提供できるよう福祉専門職員にふさわしい人材育成に努めた。

(4) 保護者との連携

保護者と施設の協力体制を築くため、定期的に保護者会役員会及び保護者会を開催し、保護者と施設と連携を図るとともに、平時から連絡帳や個別支援計画作成時、モニタリング時、施設行事の機会等を通じて情報共有及び意思疎通を図り、より充実した利用者支援に努めた。

(5) 地域交流・地域貢献

地域行事への参加による社会参加の機会の促進を図るとともに、適宜事業所の情報発信を行い、開かれた事業所作りに努めた。

(6) 安全管理

利用者の生命・身体の安全を守るため、事故防止、感染症、災害対策などに向けて、日常からリスクマネジメントを意識し、「事故防止及び事故発生時対応マニュアル」や「感染対策マニュアル」「防災マニュアル」などに基づき、職員間で統一した対応を行うことで利用者の事故防止・安全を確保した。また、事故発生時には「インシデントアクシデント報告書」、「事故報告書」作成し、事前の対策と危険の認識を深めるとともに、「ヒヤリハット」を全職員で共有して改善策を検討し、事故の未然防止と再発防止に努めた。

感染症予防については、利用者・職員ともマスク着用を原則とするとともに、手洗い・手指の消毒など施設内の衛生管理を整え、感染予防と発生防止を徹底に努めた。

(7) 地域生活支援事業

〈日中一時支援事業〉関係市町村から委託を受けて、利用者の日中活動の場を確保し、支える家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、日中に一時的な見守り支援を行った。延べ431人が利用した。

令和7年度 事業報告

福祉ホームありの実

1、運営概要

福祉ホームありの実は、地域生活支援事業（福祉ホーム）と短期入所事業（定員2名）を展開した。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」）に沿って、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、将来の地域での生活を想定し、利用者一人ひとりの生き方、希望を尊重しながら、生活全般の支援を行った。

2、重点目標

（1）生活支援

仕事または活動を継続していくためには生活支援、生活環境を整えることは不可欠である。

「基本的生活習慣の確立、維持」、「食事」、「自室管理」、「体調管理」、「金銭管理」、「就労支援」等、利用者によって必要な支援は様々であり、本人の考え、生活スタイルを最大限尊重し、社会通念に照らし合わせながら、支援を行った。

（2）食事

バランスの良い食事を提供して健康を保持し、食生活を充実させるため、委託業者から平日の夕食の提供を行った。

炊飯は当番制で行い、盛り付けは管理人の支援の元、行われた。休日は自由食としており、自ら準備していただいている。

朝食も昨年度より自由食としているが、一部利用者は家族の協力を得て、対応されている。将来を見据えると、自ら対応する力を養っていく必要があるため、引き続き毎週火曜日、週一回の職員が引率を行う買い物支援を実施した。

その様子から、買い物メニューの選択に偏りがある、コストを過度に意識されカロリーが十分ではない等の課題が見られており、選択が適切ではないと判断された場合は助言を行った。また、フードバンクからいただいている野菜類、缶詰を中心に、各利用者の調理技術を踏まえ、提供を行った。

（3）自室管理

規則正しい生活を送る上で生活環境を整えることも重要であり、自治会を通して自室管理を適正に行うよう呼び掛けを行った。

特に夏の暑い時期は脱水症状のリスクが高まるため、適度に水分補給、自身に合ったエアコンの温度調整を行うことにより、安全かつ快適な生活空間となるようご要望に応じて

助言等の支援を行った。

また災害時を想定すると、自室の避難経路の確保は不可欠である。フードバンクより提供されている保存食を初めとした生活必需品を適切に保管、活用し、整理整頓の重要性をお伝えした。また、利用者より必要とされた際は整理整頓等の助言を行った。

(4) 体調管理

管理人により、定期的に体調の確認を行った。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したが、その他新しい感染症は時期を問わず流行する可能性があることから毎朝、毎夕の検温は継続し、発熱等の異常が見られた際は速やかに対応できる体制を取っている。

また、定期通院はやむを得ない状況を除き利用者一人に対応、公共交通機関の利用、受診手続き等、一連の流れを習得できるようにした。

(5) 短期入所

相談支援を通して、短期入所のニーズは着実に高まっており、年々利用率は高まっている。今年度も事業所生活の体験、家族のレスパイト、緊急時対応等、様々な目的で利用されている。家族との関係性、家族の病状の理由により、緊急に受け入れを行わなければならない事例については各市町村に報告を行い、通常の支給量を超える期間の受け入れを実施した。緊急の受け入れを行うことにより、家庭の都合によりどうしても支援が必要とされるケースにも対応を行った。

(6) 自治会組織

ありの実での生活の充実、集団生活を円滑に送るためのルール作り等を目的として、年間予定表に沿って、自治会を開催した。娯楽室の使用開始時間、食事時間、コミュニケーション等について、話し合いを行った。

特にコミュニケーションは発言や振舞によって不快感を与えてしまう状況が見られていることから、適切な社会的コミュニケーションを習得するために関連資料に沿って説明を行った。自分の発言の把握、相手の視点に立つ、自分の言動が周囲からどう見られているか等を挿絵イラストが用いられた資料によりなるべく分かりやすく、相手の視点に立ちケースによっては謝ることの必要性を説明、理解を求めた。

(7) 将来に向けた支援

福祉ホーム ありの実は、地域・在宅での生活を目指した地域生活支援施設として位置付けられており、本人の意向を最大限尊重しながら相談にも応じ、支援を進めた。

開設されてから15年以上経過し、次のステージを想定した支援体制や生活環境、一人暮らしを見据えた支援等の各利用者の課題が見えてきている中で、本人の将来の意向や職場での勤務状況の聴き取り等を実施し、将来の生活がどうあるべきかを模索した。

令和7年度 事業報告

グッドジョブセンター（GJC）かのん 相談支援事業

1、運営概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）の理念に基づき、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや様々な地域の資源を組み合わせ利用できる総合的な支援計画案を立案し、障がい者の方が望まれている生活の実現を図ってきた。

2、重点目標

(1) 利用者支援

・生活支援

障がい者が望む理想の生活を実現するために必要な生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の日中活動、短期入所やグループホーム（利用体験）、居宅介護等のサービスを利用し、障がい者及び障がい児の方がグッドジョブセンター（GJC）かのんや地域のネットワークによって支えられ、充実した生活が可能となることを目指した。

生活習慣、金銭管理等の支援が必要とされる方については、家庭状況の把握、本人、家族のニーズの聴き取りを行い、かのん職員や関係事業所からの意見を踏まえて、適切な支援の提供に努めた。

地域の利用者については、生活、余暇の充実を図るために、居宅介護、移動支援等の福祉サービスの内容や利用方法、年金、医療費等の諸制度の説明を行った。

相談支援業務では、家族の支援が十分ではない利用者は年々増えている傾向にあり、介護給付、訓練等給付等の障がい福祉サービスを中心としながら、日々の生活習慣の改善、将来の見通しを持つことができる支援が今後必要とされている。

(2) 職員の資質の向上

令和7年度も様々な研修に参加し、支援の実際の取り組みや経験談等、有益な話を伺うことができた。

障害福祉サービスは定期的に追加され、現在は就労選択支援が段階的に導入されている状況にあり、鳴門市の研修ではその支援状況や成果等について事業所より報告が行われた。サービスの一連の流れや課題について理解することができた。

研修の他、相談支援のモニタリングや見学を通して、サービス利用等における支援の工夫、様々な社会資源等、相談支援業務を進める上で必要かつ重要な情報をいただくことができた。

(3) 保護者との連携

障がい児及び障がい者のニーズ、課題はそれぞれ異なり、様々なアプローチが必要とされている。ご家族の希望されているサービス、将来の生活について、詳細に渡りアセスメントを行い、本人、ご家族の意向、現状が十分に反映されたサービス等利用計画案の立案を行った。

定期的なケース会議、モニタリングを実施することにより、保護者との信頼関係の構築にも努めている。

(4) 各支援機関との連携

様々な支援を提供するためには、各関係機関の協力は不可欠である。そのため支援方法等について、必要に応じてケース会議を開催し、各事業所と連携をしながら、支援を進めた。

相談支援事業所を始めとして、居宅介護、生活介護、就労継続支援A型等の各事業所を定期的に訪問し、ネットワークを広げ、情報を得る機会を多く設けていくことにより、利用者に有益な支援が提供できるように努めた。

本人の充実した生活、家族の負担軽減のためには、複数のサービスを組み合わせ、生活を支える必要のある方が増えていることから、そのサービスの調整を行っている。

令和7年度 事業報告

グッドジョブセンター（GJC）かのん北島 就労継続支援B型事業

1、運営方針

かのん北島では、就労継続支援B型事業（定員14名）と地域生活支援事業（日中一時支援事業）を展開した。

就労継続支援B型では、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、一人ひとりの適性や希望・能力に応じた施設内委託作業や施設外就労など、就労の機会や生産活動、能力向上のための訓練を行う場を提供し、生産活動等を通して利用者の作業スキルや生活スキルの向上を図り、利用者の社会参加や自己実現に向けた支援を行い、利用者が安心して毎日通所できる事業所作りを目指した。

1日平均利用者数10.7人 平均利用率76.3% 平均月額工賃 8,455円

2、重点目標

(1) 利用者支援

利用者の人権尊重を基本として、個々の障害特性の理解に努め、利用者個々の能力やニーズ、ストレングスに応じた個別支援計画を作成し、達成目標に向けた支援を行うとともに、職員間で情報共有を行い統一した支援に努めた。また、定期的にモニタリングや振り返りを行い、目標と支援に相違がないかを把握し、必要に応じて支援計画を改訂した。作業については、個々の障害特性とのマッチング、能力に応じて提供し、働く喜びや生きがいへと繋げた。

(2) サービス向上

苦情解決要綱に基づき、利用者や家族等から相談・苦情に対する窓口を設置することで、苦情やニーズ等を把握し、誠実かつ迅速な対応を心掛けて、より質の高いサービスを提供した。また、第三者委員の設置により、客観性を確保しより透明な運営を目指した。

(3) 職員の資質の向上

利用者一人ひとりに沿った実践的かつ適正な支援を行うために、必要な情報の収集や職場内・外の研修に積極的に参加し、専門知識・技術を習得し職員のキャリアアップ向上に努めた。

特に、利用者の健康と安全を守るための支援を図るため、全職員を対象に法定義務化されている感染症予防や業務継続計画（BCP・自然災害・感染症）の研修・訓練を行い、

必要な知識や対応方法等について習得し、職員の対応力の向上を図った。また、利用者の人権擁護及び虐待防止・身体拘束防止に向けて、全職員対象に人権擁護・虐待防止に関する研修を実施し、虐待防止意識や知識の向上、虐待を起こさない仕組みづくりや体制づくりに取り組んだ。

(4) 保護者との連携

保護者役員会及び保護者会を開催した。平時から連絡帳等や保護者会後の面談やモニタリング、施設行事等を通して、保護者と職員相互の意思疎通と意思統一を図り保護者と施設の協力体制を作り、より充実した利用者支援に努めた。

(5) 地域交流・地域貢献

地域行事への参加（大麻町地区交流ウォーク）による社会参加の機会の促進を図るとともに、適宜事業所の情報発信を行い、開かれた事業所作りに努めた。

(6) 安全管理

利用者の生命・身体の安全を守るため、事故防止、感染症、災害対策などに向けて、日常からリスクマネジメントを意識し、「事故防止及び事故発生時対応マニュアル」や「感染対策マニュアル」「防災マニュアル」などに基づき、職員間で統一した対応を行うことで利用者の事故防止・安全を確保した。また、事故発生時等には「ヒヤリハット報告書」や「インシデント・アクシデント報告書」、「事故報告書」等を作成し、事故の未然防止・再発防止に努めた。感染症予防については、原則利用者・職員ともマスク着用するとともに、手洗い・手指の消毒についても、事業所のルールとして「感染対策マニュアル」に基づき施設内の衛生管理を整え、感染予防と発生防止を徹底に努めた。

(7) 地域生活支援事業 <日中一時支援事業>

関係市町村から委託を受けて、利用者の日中活動の場を確保し、支える家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、日中に一時的な見守り支援を行った。延べ 27 人が利用した。